

一般社団法人愛知県現任保育士研修運営協議会
正会員入会申込書

一般社団法人愛知県現任保育士研修運営協議会

会長 石黒 宣俊 殿

貴協議会の定款、規約に同意の上、正会員として入会を申込みます。

申込日 20 年 月 日

下記についてご記入・ご捺印の上、お申し込みください。

養成校名			
代 表 者	役 職		養成校印
	(フリガナ)		
	氏 名		
(フリガナ)			
所 在 地		〒	
電話番号			FAX 番号

事務連絡者は当協議会との事務連絡にあたる方をご記入ください。

事 務 連 絡 者	所属部署名		役職名	
	(フリガナ)			
	氏 名			
E-mail		@		

振込先 銀行名： 三菱東京UFJ銀行 支店名： 豊明支店
店 番： 756 口座番号： 普通預金 0126402
口座名義： 一般社団法人愛知県現任保育士研修運営協議会代表理事石黒宣俊

受付日	入金確認日			会員番号

一般社団法人 愛知県現任保育士研修運営協議会

正会員規約

（目的）

第1条 この規約は、本法人が定款第6条の規定により設置する正会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本法人に対する協力・理解を高めることにより、本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

（資格）

第2条 正会員の資格を有する者は、本法人の主旨に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（正会員に対する事業）

第3条 本法人は、第1条の目的を達成するため、正会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本法人の運営する事業の実施依頼等
- (2) 作成又は発行する資料の提供・電子広告への会員情報の掲載および会員証発行
- (3) 本法人又は賛助会員との情報交換懇談会等の開催
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

（加入）

第4条 正会員たる資格を有する者は、本法人の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

3 正会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより入会金（10,000円）を納付するものとする。

（会費）

第5条 正会員は、年会費を納入するものとする。

2 年会費の額は、1口 20,000円とし、1口以上を負担するものとする。

3 年会費については入会日に関わらず4月1日より翌年3月31日までのものとする。

（入会日に関わらず1口 20,000円）

4 有効期限内に退会した場合、既納の賛助会費は返還されない。

5 入会金および会費の納入が確認された日から会員とみなす。

（退会）

第6条 正会員が退会しようとするときは、あらかじめ本法人に届出て退会するものとする。

（除名）

第7条 本法人は、次に該当する正会員を除名することができる。

- (1) 本法人の事業を妨げ又は妨げようとした正会員

- (2) 会費の納入を怠った正会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした正会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした正会員

(その他)

第8条 正会員について本規約に定めなく必要な事項は、理事会で決定する。